

令和7年度
国立文化財機構所蔵品貸与促進事業
申請要項

○申請受付期間：令和6年4月1日（月）～6月28日（金）【17時必着】

○申請書類提出先・問い合わせ先

〒110-8712 東京都台東区上野公園 13-9

独立行政法人国立文化財機構文化財活用センター 貸与促進担当

電話：03-5834-2856 <9時30分～17時（土日祝日を除く）>

E-mail：taiyo-cpcp@nich.go.jp

※ 問い合わせや相談につきましては、電子メールにてお寄せください。ただし、審査の内容に関する質問にはお答えできません。

I 事業概要

1 趣旨・目的

国立文化財機構が運営する国立博物館・文化財研究所等の各施設は、自ら展覧事業を行うとともに、国内外の博物館・美術館に対して所蔵する文化財等を貸与し、日本とアジアの歴史・伝統文化の発信に努めてまいりました。本事業は、国内各地の美術館・博物館に対し、各地域ゆかりの国立文化財機構の各施設が所蔵する文化財等を貸与するとともに、作品輸送にかかる費用等を支出し、当該地域の歴史と文化に関わる展覧会の開催に寄与することを目的とします。本事業によって、これまで立地条件等により国立文化財機構の各施設が所蔵する文化財等に親しむ機会が限られていた地域での公開が促進されること、また、国民のみならず、訪日外国人の、日本とアジアの美術・考古資料等に対する親しみが増し、地域文化の創生、次世代への文化財の継承、観光振興につながることを目指します。

2 事業実施対象となる館

文化庁長官の承認を受けた公開承認施設または博物館法で定められた登録博物館、博物館に相当する指定施設のうち、令和7年(2025)4月下旬～令和8年(2026)3月末までに開始される展覧会の開催を予定し、当該展覧会において国立文化財機構の各施設の所蔵品の貸与及び展示を希望する施設。

3 事業の内容

- ① 国立文化財機構の各施設が所蔵する各地域ゆかりの文化財等の貸与を行います。
- ② 貸与する所蔵品の輸送等にかかる費用、梱包・開梱及び展示・撤収作業にかかる費用、貸与に伴う出張旅費等を文化財活用センターが支出します。

3 申請受付期間

令和6年4月1日(月)～6月28日(金)【17時必着】

4 受付方法

電子メール及び郵便

5 選定結果の通知

申請書類受付期間終了後に選定を行い、令和6年9月末日までに申請者へ選定結果を通知します。

II 事業実施対象となる館の要件

1. 事業実施対象となる館の要件

本事業への申請を行おうとする館（以下「申請館」という。）は、以下の要件を満たしている必要があります。

- ① 文化庁長官の承認を受けた公開承認施設または博物館（博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に基づく登録博物館、もしくは同法第31条第1項に基づく博物館に相当する指定施設（以下「指定施設」という。）であること。

○博物館法（昭和26年法律第285号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、次章の規定による登録を受けたものをいう。

（博物館に相当する施設）

第三十一条 次の各号に掲げる者は、文部科学省令で定めるところにより、博物館の事業に類する事業を行う施設であつて当該各号に定めるものを、博物館に相当する施設として指定することができる。

一 文部科学大臣 国又は独立行政法人が設置するもの

二 都道府県の教育委員会 国及び独立行政法人以外の者が設置するもののうち、当該都道府県の区域内に所在するもの（指定都市の区域内に所在するもの（都道府県が設置するものを除く。）を除く。）

三 指定都市の教育委員会 国、独立行政法人及び都道府県以外の者が設置するもののうち、当該指定都市の区域内に所在するもの

- ② 令和7年（2025）4月下旬～令和8年（2026）3月末までに開始される展覧会の開催を予定し、当該展覧会において国立文化財機構（以下「機構」という。）の各施設が所蔵する文化財等（以下、「所蔵品」という）の貸与及び展示を希望していること。
- ③ 原則として、貸与を希望する所蔵品を取り扱うことができる学芸員が勤務していること。

Ⅲ 事業の内容

1. 貸与対象とする所蔵品の範囲

本事業においては、国立文化財機構が運営する各施設のうち、以下の施設の所蔵品の貸与を行います。

- ① 東京国立博物館
- ② 京都国立博物館
- ③ 奈良国立博物館
- ④ 九州国立博物館
- ⑤ 東京文化財研究所
- ⑥ 奈良文化財研究所

※ 各施設が寄託を受けている文化財等は貸与の対象となりません。

2. 事業実施区分

本事業は、以下の2つの区分により実施します。

- ① 【大規模貸与】1 申請につき 21～50 件の所蔵品を貸与（各年度 1～2 か所を選定予定）
- ② 【小規模貸与】1 申請につき 20 件以内の所蔵品を貸与（各年度 4～5 か所を選定予定）

※ 事業予算の都合上、選定する事業の数は増減することがあります。

3. 事業費用等の範囲

(1) 本事業にかかる費用のうち、次に掲げる費用は文化財活用センター（以下「センター」という。）が支出するものとします。

- ① 本事業において貸与する所蔵品（以下「貸与品」という。）の梱包・開梱及び展示・撤収作業にかかる費用
- ② 各所蔵施設と本事業の実施対象として選定された館（以下「貸与先」という。）との往復の輸送にかかる費用（貸与品を扱う文化財輸送業者との契約、支払はセンターが行います。）
- ③ 貸与品の保険にかかる費用
- ④ 貸与先の職員の出張旅費（事前調査及び打合せを含む。ただし、センターによって認められた回数・人数及びその内容とし、全額ではなく一部となることがあります）
- ⑤ 機構職員の出張旅費
- ⑥ 貸与先が行う本事業の周知にかかる広報費

(2) 本事業にかかる費用のうち、次に掲げる費用は貸与先が支出するものとします。

- ① 展覧会図録の制作にかかる費用
- ② 展覧会の会場設営、広報及び宣伝にかかる費用
- ③ 展覧会に関連する教育普及事業・イベント等にかかる費用
- ④ その他、センターが支出する経費以外の費用

(3) 展覧会にかかる収入は、貸与先に帰属します。

4. 所蔵品の貸与条件

所蔵品の貸与にあたっては、以下に掲げる条件があります。

- ① 貸与品は、各所蔵施設の行う事業に支障のない範囲で選定します。
- ② 東京国立博物館の法隆寺献納宝物や館史資料、浮世絵版画、奈良国立博物館・九州国立博物館の坂本五郎コレクションなど、各施設に所蔵された際の条件等により、一部貸与できない所蔵品があります。詳細については各施設へお問い合わせください。
- ③ 貸与品の借用・返却時の各所蔵施設での点検、梱包、開梱作業は、所蔵施設職員立ち会いのもと、貸与先の責任において貸与先職員が行ってください。
- ④ 貸与品の貸与先における開梱、点検、展示、撤収、梱包作業は貸与先の責任において貸与先の職員が行ってください。貸与品によっては機構職員が立ち会うことがあります。
- ⑤ 貸与品を輸送する美術品専用車には貸与先の職員が随伴してください。
- ⑥ 長距離移動の際に一時保管場所が必要となる場合、その手配は貸与先が行ってください。
- ⑦ 貸与品はケース内に展示してください。ただし貸与品が大型でケース内展示ができない場合は別途相談してください。
- ⑧ 過去に各施設から所蔵品を借用した実績のない貸与先は、センターが事業実施前に環境調査、保安体制の確認を行い、調査の結果によっては、選定を取り消す場合があります。また、所蔵施設からの借用実績がある貸与先であっても、その後に作品の収蔵と展示にかかわるエリアのリニューアル等が行われている場合など再度の調査を要する場合があります。
- ⑨ 本事業の実施対象館として選定された場合は、事業実施前に、センター、所蔵施設、貸与先の間で覚書を締結する必要があります。
- ⑩ 貸与先が開催する展覧会のポスター・チラシ・図録等の印刷物及び Web サイトには、「特別協力」としてセンター及び貸与品の所蔵施設の名称を必ず表示してください。
- ⑪ 展覧会終了後、センターが定める書式に従って事業実施報告書を提出する必要があります。
- ⑫ その他、文化財保護法に定める規定、及び所蔵施設が定める条件を必ず順守してください。

IV 申請方法及び申請書類の作成方法

1. 事業の流れ

事業の大まかな流れは、下図のとおりです。

時期	事業の流れ
令和6年 4月1日	申請書類受付開始 機構
	↓
	申請書類提出 申請館
	↓
6月28日	申請書類受付締切 機構
	↓
8月中旬頃	選定の実施 機構
	↓
9月下旬頃	選定結果の通知 機構
	↓
	各所蔵施設への借用申請手続き 申請館
	↓
展覧会開催の6か 月～4か月前	覚書の締結 機構、申請館
	↓
	貸与品の借用 申請館
	↓
令和7年4月下旬 ～令和8年3月3 1日までに開始	展覧会の実施 申請館
	↓
	貸与品の返却 申請館
	↓
展覧会終了後、3 か月以内	実施報告書の提出 申請館

2. 申請にあたっての留意事項

- ・申請する展覧会及び貸与品は、本事業の趣旨に沿ったものである必要があります。
- ・同年度に同一館が複数の申請を行うことはできません。【大規模貸与】もしくは【小規模貸与】のいずれか一方にのみ申請が可能です。
- ・展覧会の会期等の事情により、本事業への申請前に所蔵施設に対する通常の収蔵品貸与の申請を行うことができます。また、本事業における申請が選外となった場合でも、所蔵施設に対して本事業によらない通常の収蔵品貸与の申請を別途行うことができます。

3. 申請書類

以下の書類に必要事項を記載のうえ、電子メールと郵便の双方で提出してください。なお、申請された事業内容の変更は原則としてできませんので、当初から十分に内容を検討の上、作成してください。また、センターから書類の不備や不明な点等について問い合わせをすることもありますので、ご注意ください。

- ① 国立文化財機構所蔵品貸与促進事業希望調書（様式 1）
- ② 借用希望作品リスト（様式 2）※別紙に画像を貼付してください。
以下のいずれかの方法で借用希望作品リストを作成してください。
方法1：申請館が自ら設定したテーマに沿って作品を自由に選択してリストを作成。
方法2：a.【日本考古】及びb.【黒田】の趣旨及び貸与可能作品リストを活用し、必要に応じてその他の施設の所蔵品を加えてリストを作成。
a.【日本考古】東京国立博物館所蔵の日本考古資料を中心に貸与します。（別紙1－①参照）
b.【黒田】東京国立博物館所蔵の黒田清輝作品を中心に貸与します。（別紙1－②参照）
※ 貸与可能作品リストに未掲載の所蔵品は、事業が採択されても所蔵品の状態や展示スケジュール等の都合で、貸与不可となる場合があります。
- ③ 展覧会の要項・趣旨・広報計画（様式 3）
- ④ 展覧会の全出品予定リスト（本事業による借用希望作品を含めたもの）
- ⑤ 展示会場図面（図面に展覧会構成及び本事業による借用希望作品のおおよその配置と使用する展示ケースの配置・種類・仕様等を示すこと）
- ⑥ 施設平面図（展覧会が行われる建物全フロアの平面図。敷地配置図は不要）。館内のリニューアル等、工事が予定されている場合はその内容がわかる資料を合わせて提出すること。
- ⑦ 施設概要等のパンフレット等
- ⑧ 特別展予算状況（様式 4）
- ⑨ 借用希望作品にかかる輸送見積書ならびに輸送計画（様式 5）
- ⑩ 旅費申請に関する理由書（様式 6）
- ⑪ 施設の設置に関する規約（博物館等設置条例等）
- ⑫ 施設の組織図（各部署の長の氏名、人員配置等を記入）
- ⑬ 施設の長及び担当学芸員の履歴（様式 7）
- ⑭ 業務体制に関する事項（様式 8）
- ⑮ 資料管理体制に関する調査（様式 9）

4. 申請書類の保管及び様式

(1) 申請書類の保管

申請書類の内容等についてセンターが問い合わせることがありますので、申請館は写しを一式手元に保管するようにしてください。なお、選定の結果に関わらず申請書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。

(2) 申請書類の様式

申請書類の内、様式 1～9 は、文化財活用センターウェブサイト (<https://cpcp.nich.go.jp/>) 「令和 7 年度 国立文化財機構所蔵品貸与促進事業 申請要項」よりダウンロードしてください。特に様式の指定がないものは自由に作成いただいて構いません。

様式 1～9 は PDF データに変換せず、必ずオリジナルデータ (Word もしくは Excel) でお送りください。

5. 申請書類の提出

申請受付期間：令和 6 年 4 月 1 日 (月) ～6 月 2 8 日 (金) 【17 時必着】

提出方法：電子メールと郵便の双方で提出してください。

- ※ 電子メールは、件名に『令和 7 年度国立文化財機構所蔵品貸与促進事業 (申請書類)』と記載してください。
- ※ センターは提出物を受領後、電子メールで受領の旨を連絡します。提出後、3 日 (土日を除く) 経っても連絡がない場合は、申請館の責任で確認を行ってください。
- ※ 提出書類の不足や未記載がある場合は審査の対象とならないことがあります。
- ※ 提出締切以降の提出や書類の差し替えは原則として受け付けません。

【申請書類提出先・問い合わせ先】

〒110-8712 東京都台東区上野公園 13-9

独立行政法人国立文化財機構文化財活用センター 貸与促進担当

電話：03-5834-2856 <9 時 30 分～17 時 (土日祝日を除く)>

E-mail：taiyo-cpcp@nich.go.jp

※ 問い合わせや相談につきましては、電子メールにてお寄せください。ただし、選定の内容に関する質問にはお答えできません。

別紙1-①【日本考古】

1 趣旨

東京国立博物館は、日本の各地域の遺跡から出土した、旧石器時代から江戸時代にわたる考古資料を数多く所蔵しています。これらのうち、重要文化財や重要美術品を含む、縄文時代の土器や土偶、弥生時代の土器や銅鐸、古墳時代の埴輪や勾玉、鏡等、各時代や各地域を代表する優品を選び出し、時代ごとに移り変わる造形美の変遷をたどることができる貸与可能作品リストを別紙に掲載しています。

国立博物館が貸与するこれら各地の代表的考古資料に加え、展覧会が開催される地域ゆかりの文化財を展示し比較することにより、それぞれの地域における歴史や文化への人々の理解が深まり、地域文化の創生と観光の振興に資することをめざします。

2 貸与可能作品リストの概要

- A. 縄文時代：「縄文」の名称の由来や当時の人々の造形力を象徴する縄文土器、及び祈りの造形とも呼ばれる土偶や土製品。
- B. 弥生時代：農耕社会が生み出した用途別の土器のうち、祭りに用いられた弥生土器や朝鮮半島を経て日本独自に展開した銅鐸。
- C. 古墳時代：権力を象徴する造形として、古墳に納められた鏡や柄頭そして勾玉等及び古墳を飾った須恵器や埴輪。

3 その他

応募にあたっては、「様式2) 借用希望作品リスト」に希望作品を記入し、申請要項の「IV 申請方法及び申請書類の作成方法」に挙げた必要書類とともに提出してください。貸与可能作品リストに提示した作品については34点全てを申請することができます。(※)さらに、国立博物館及び文化財研究所の所蔵品から本リスト以外の地域ゆかりの考古資料を併せて申請することもできます。

※貸与可能作品リストに提示された作品34点全てを選択するのは必須ではありません。

令和7年度 国立文化財機構所蔵品貸与促進事業
東京国立博物館所蔵 貸与可能作品リスト(日本考古分野)

指定	列品番号	名称	員数	時代	出土地	画像	備考	修理・展示 具等
1	J-34483	深鉢形土器	1個	縄文時代(中期)・前3000～前2000年	東京都あきる野市牛沼出土		後藤守一氏寄贈	
2	J-12074	深鉢形土器	1個	縄文時代(中期)・前3000～前2000年	長野県伊那市宮ノ前出土		徳川頼貞氏寄贈	
3	J-34544	深鉢形土器	1個	縄文時代(中期)・前3000～前2000年	千葉県市川市姥山貝塚出土		杉原荘介氏寄贈	展示具貸出可能
4	J-37834	深鉢形土器	1個	縄文時代(中期)・前3000～前2000年	東京都あきる野市菅生字中出土		塩野半十郎氏寄贈	
5	J-22780	深鉢形土器	1個	縄文時代(中期)・前3000～前2000年	栃木県大田原市黒羽向町川西小学校遺跡出土		安田六之助氏寄贈	展示具貸出可能
6	J-22775	深鉢形土器	1個	縄文時代(中期)・前3000～前2000年	栃木県大田原市黒羽向町川西小学校遺跡出土		安田六之助氏寄贈	展示具貸出可能

指定	列品番号	名称	員数	時代	出土地	画像	備考	修理・展示 具等
7	J-22776	深鉢形土器	1個	縄文時代(中期)・前3000～前2000年	栃木県大田原市黒羽向町川西小学校遺跡出土		安田六之助氏寄贈	展示具貸出可能
8	J-22777	深鉢形土器	1個	縄文時代(中期)・前3000～前2000年	栃木県大田原市黒羽向町川西小学校遺跡出土		安田六之助氏寄贈	展示具貸出可能
9	J-22779	深鉢形土器	1個	縄文時代(中期)・前3000～前2000年	栃木県大田原市黒羽向町川西小学校遺跡出土		安田六之助氏寄贈	展示具貸出可能
10	J-23174	壺形土器	1個	縄文時代(中期)・前3000～前2000年	栃木県大田原市黒羽向町川西小学校遺跡出土		安田六之助氏寄贈	展示具貸出可能
11	J-1474	石棒	1個	縄文時代(中期)・前3000～前2000年	長野県駒ヶ根市赤穂(美女ヶ森)出土	画像についてはお問い合わせください。	小町谷八玉彦氏寄贈	展示具貸出可能
12	J-36558	遮光器土偶	1個	縄文時代(晩期)・前1000～前400年	秋田県美郷町六郷石名館出土			展示具貸出可能

指定	列品番号	名称	員数	時代	出土地	画像	備考	修理・展示 具等
13	J-38320-1	イモガイ形土製品	1個	縄文時代(晩期)・前1000～前400年	岩手県軽米町出土		松館富治氏寄贈	
14	J-38320-2	キノコ形土製品	1個	縄文時代(後期)・前2000～前1000年	岩手県軽米町出土		松館富治氏寄贈	
15	J-23211	みみずく土偶	1個	縄文時代(晩期)・前1000～前400年	埼玉県鴻巣市滝馬室出土			展示具貸出可能
16	重美 J-36876	猪形土製品	1個	縄文時代(後～晩期)・前2000～前400年	青森県つがる市木造亀ヶ岡出土			
17	J-11472	円窓付壺	1個	弥生時代(中期)・前2～前1世紀	愛知県名古屋市熱田貝塚出土		徳川頼貞氏寄贈	展示具貸出可能
18	重文 J-11614	台付壺	1個	弥生時代(後期)・1～3世紀	愛知県名古屋市高蔵貝塚出土		徳川頼貞氏寄贈	展示具貸出可能

指定	列品番号	名称	員数	時代	出土地	画像	備考	修理・展示 具等
19	J-3734	壺	1個	弥生時代(中期)・前2～前1世紀	宮崎県高千穂町岩戸阿蘇原下出土		土持千葉彦氏寄贈	展示具貸出可能
20	J-3735	無頸壺	1個	弥生時代(中期)・前2～前1世紀	宮崎県高千穂町岩戸阿蘇原下出土		土持千葉彦氏寄贈	展示具貸出可能
21	J-5715	突線鈕3式銅鐸	1個	弥生時代(後期)・1～3世紀	静岡県浜松市東区和田町出土			
22	J-8983	突線鈕4式銅鐸	1個	弥生時代(後期)・1～3世紀	和歌山県みなべ町西本庄出土			
23	J-38859-16	S字状口縁甕	1個	古墳時代・3～4世紀	大阪府柏原市・藤井寺市船橋遺跡出土		田村淳正氏寄贈	
24	J-38899-1	二重口縁壺	1個	古墳時代・3～4世紀	大阪府柏原市・藤井寺市船橋遺跡出土		田村淳正氏寄贈	展示具貸出可能

指定	列品番号	名称	員数	時代	出土地	画像	備考	修理・展示 具等
25	J-6196-2	三角縁三神 三獸鏡	1面	古墳時代・4世紀	佐賀県唐津市 谷口古墳出土			
26	J-5672	単鳳環頭柄 頭	1個	古墳時代・6世紀	茨城県境町 八龍神塚古墳 出土		鈴木音 四郎外2 名寄贈	
27	J-23695	子持装飾付 脚付壺	1個	古墳時代・6世 紀	岡山県備前市 西片上出土			
28	J-22044	埴輪 切妻造 家(住居)	1個	古墳時代・5世紀	群馬県藤岡市 白石稻荷山古 墳出土			
29	J-22408	甕形土器	1個	オホーツク文化 期・5～6世紀	北海道枝幸町 歌登本幌別出 土		画像についてはお問 い合わせください。	百町彦 藏氏寄 贈
30	J-22409	壺形土器	1個	オホーツク文化 期・6～7世紀	北海道枝幸町 歌登本幌別出 土		画像についてはお問 い合わせください。	百町彦 藏氏寄 贈
31	J-22410	壺形土器	1個	オホーツク文化 期・6～7世紀	北海道枝幸町 歌登本幌別出 土		画像についてはお問 い合わせください。	百町彦 藏氏寄 贈

指定	列品番号	名称	員数	時代	出土地	画像	備考	修理・展示 具等
32	J-7786	子持勾玉	1個	古墳時代・6世紀	出土地不詳			
33	J-7822	埴輪 馬	1個	古墳時代・6世紀	群馬県伊勢崎市下触町出土			
34	J-21576	埴輪 帽子を被る男子	1個	古墳時代・6世紀	栃木県真岡市亀山出土			

1 趣旨

「読書」や「湖畔」の作品で知られ、“日本近代洋画の父”と称される黒田清輝（1866～1924）は、もともと法律家となるために1884年にフランスへ留学しますが、アカデミズムの画家ラファエル・コランと出会い、画家を志すこととなりました。1893年に帰国したのち、美術団体の白馬会を創設し、コランに学んだ、明るく清新な作風で一躍注目を集めました。

同じ年には、東京美術学校（現在の東京藝術大学）で黒田を指導者として西洋画科が新設されました。また、黒田の指導した学生たちが白馬会の展覧会で作品を発表、活躍することで、黒田の作風になった“外光派アカデミズム”は日本の洋画壇に根づいていきます。その後も黒田は文展審査員や帝室技芸員、帝国美術院院長等、数々の要職を歴任しました。1924年に58歳の生涯を閉じた黒田は、遺産の一部を美術の奨励事業に役立てるよう遺言を残し、これを受けて設立されたのが黒田記念館です。

本事業は、1977年から2014年まで各地の美術館・博物館で毎年開催されていた巡回展「日本近代洋画の巨匠 黒田清輝展」の理念を継承し、国立文化財機構所蔵品貸与促進事業の一環として実施するものです。明治～大正期の日本美術に多大な足跡を残した黒田清輝の画業を広く紹介するとともに、彼が各地の美術の近代化に大きく貢献した功績を顕彰することを目的とします。黒田作品を中心に、黒田が指導した画家等にゆかりのある国立博物館の所蔵品を貸与することで、地域文化の振興に資することをめざします。

2 貸与可能作品リストの概要等

以下のA～Eを自由に組み合わせて申請してください。A、Bについては別紙リストをご参照ください。また、C、Dについては、東京文化財研究所のウェブサイト「黒田記念館所蔵黒田清輝作品集」https://www.tobunken.go.jp/materials/kuroda_works、Eについては、国立文化財機構所蔵品統合検索システム(Colbase) <https://colbase.nich.go.jp/> をご参照ください。

ただし、A～Eすべての項目を選択する必要はありません。

- A. 黒田記念館特別室で例年公開している「読書」、「舞妓」、「智・感・情」、「湖畔」
これらの中から1件を申請可能です。ただし、展示期間は6週間以内。
特別室公開の時期（10月末～11月初、1月前半、3月末～4月初）は貸与できません。
- B. 黒田清輝の油彩画（「マンドリンを持てる女」、「赤髪の少女」、「昼寝」、「逍遙」、「瓶花」、「花野」、「婦人肖像」、「雲」）
これらの中から1件を申請可能です。ただし、展示期間は12週間以内。
- C. 上記以外の黒田清輝の油彩画
これらの中から8件までを申請可能です。ただし、展示期間は12週間以内。
- D. 黒田清輝の素描
これらの中から10件までを申請可能です。ただし、展示期間は12週間以内。
- E. 黒田清輝と関わりのある作家の作品
国立博物館の所蔵品の中から申請が可能です。ただし、展示期間は各国立博物館が定める期間といたします。

令和7年度 国立文化財機構所蔵品貸与促進事業
東京国立博物館所蔵 貸与可能作品リスト(黒田清輝)










A

列品番号	指定	名称	制作年	員数	法量	材質技法	画像
1 A-10937		読書	1891年	1面	98.2×78.7cm	カンヴァス・油彩	
2 A-11258	重文	舞妓	1893年	1面	81.0×65.2cm	カンヴァス・油彩	
3 KU-a053~055	重文	智・感・情	1899年	3面	各180.6×99.8cm (3面)	カンヴァス・油彩	
4 KU-a117	重文	湖畔	1897年	1面	69.0 x 84.7cm	カンヴァス・油彩	

※但し、「智」、「感」、「情」にはそれぞれ列品番号が付されているが、ここでは「智・感・情」1件として数えるものとする。

B

列品番号	指定	名称	制作年	員数	法量	材質技法	画像
1 A-11103		マンドリンを 持つる女	1891年	1面	80.2×64.3cm	カンヴァス・油彩	
2 KU-a122		赤髪の少女	1892年	1面	80.6 x 64.5cm	カンヴァス・油彩	
3 KU-a034		昼寝	1894年	1面	49.8 x 61.0cm	カンヴァス・油彩	
4 A-727		逍遙	1895年	1面	57.7×63cm	カンヴァス・油彩	

	列品番号	指定	名称	制作年	員数	法量	材質技法	画像
5	A-863		瓶花	1912年	1面	77.0×71.0cm	カンヴァス・油彩	
6	KU-a079		花野	1907-15年	1面	126.5 x 181.2cm	カンヴァス・油彩	
7	KU-a063		婦人肖像	1911-12年	1面	65.8 x 50.4cm	カンヴァス・油彩	
8	KU-a066-01~06		雲(6枚組)	1914/21年	6面	各26.0 x 34.5cm	板・油彩	     

※但し、「雲」(6枚組)にはそれぞれ列品番号が付されているが、ここでは「雲」(6枚組)1件として数えるものとする。